

情報共有システム実施要領

(平成 27 年 10 月 6 日制定、令和 7 年 3 月 31 日一部改正)

(目的)

第 1 この要領は、長野県林務部が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するためのものである。なお、公共工事における C A L S / E C の推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第 2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション (A S P) を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(対象工事等)

第 3 情報共有システムを利用する対象の範囲は、長野県林務部が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務全て（森林整備業務は除く）。

1) 建設工事は利用を検討するため、次の事項等を踏まえ、受発注者間の協議により実施を決定する。

(実施しない場合)

- ・ 地理的条件などから、インターネット環境が整わず、システム使用が困難な場合
- ・ 災害等に係る緊急を要する応急工事
- ・ 舗装工事等で、現場施工期間が極めて短期間な工事
- ・ 施工箇所と発注機関が近距離の場合

2) 建設工事に係る委託業務は原則全ての業務（小規模修正業務を除く）で実施すること。ただし、当初設計額が 200 万円未満の業務又は履行期間が 3 か月未満の業務においては、監督員と協議上で実施しないことができる。

(情報共有システムの仕様)

第 4 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第 5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し

（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）

②現場状況の共有

③確認・立会依頼

④オンライン電子納品（「オンライン電子納品試行要領」による）

⑤工事現場等における遠隔臨場（「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」による）

⑥その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。
費用は登録料及び利用料である。
- 2) 委託のシステム利用に要する費用は、各種経費※に含まれるものとする。
費用は、登録料及び利用料である。

※各種経費

地質調査業務：業務管理費 測量業務：間接測量費 設計業務：間接原価

(協議確認事項)

第7 情報共有システム利用の実施に当たっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

着手時協議

工事等の着手時に、情報共有システム利用を実施するため、「着手時チェックシート」において、実施の有無、システムの種類、参加者について確認を行う。

(その他)

- 第8
- ・受発注者とも、アンケート等を求められた場合は協力しなければならない。
 - ・システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。
 - ①最新のウィルス対策ソフトを導入する。
 - ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
 - ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。
 - ・本要領で定めのない事項については、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省）を参照し、受発注者が協議の上、決定するものとする。

(設計図書への明示)

第9 現場説明書 5 技術事項

(9) 情報共有システムの利用について

☒ ☐ この工事は情報共有システムの利用をするか否かについて、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

利用に当たっては「林務部における情報共有システム実施要領」によるものとします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

☒ ☐ この工事は情報共有システムを利用しない工事である。

(適用)

第10 適用は以下のとおりとする。

- 1) 本要領は、令和7年4月1日以降に起工起案する工事又は業務から適用する。（森林整備業務は除く）
- 2) 既発注案件への適用については、受注者の実施希望により、受発注者間において協議の上決定する。